

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

第2期北本市まち・ひと・しごと創生推進計画

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

埼玉県北本市

### 3 地域再生計画の区域

埼玉県北本市の全域

### 4 地域再生計画の目標

本市の人口は、平成17年の70,126人をピークに減少しており、住民基本台帳によると令和6年には65,351人となっている。一方、世帯数は年々増加しており、世帯の小規模化が進行している。国立社会保障・人口問題研究所によると、令和17年には56,248人となる見込みである。

年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）の年齢の3区分別の人口動態をみると、昭和60年には年少人口（14,957人）の減少が始まっている。また、生産年齢人口については、平成7年の51,471人をピークとして、平成12年以降減少に転じている。一方で老年人口の割合は継続的に増加し続けており、高齢化率は、平成22年には超高齢社会といわれる21%を超え、その後も上昇が続き、令和6年には約33%（21,647人）となり、約3人に1人が高齢者という状況である。

自然動態をみると、少子高齢化の進行や子育て世代である若年層を中心とした転出超過等の影響により、死亡数が出生数を上回り、平成21年以降は自然減が生じている。令和6年には、出生数289人に対して死亡数927人の自然減（▲638人）となっている。

一方で、社会動態をみると、平成6年までは大規模マンションの開発等による住宅供給を受けて大幅な転入超過が続き、それ以降は若年層の転出増加等の影響により転出超過傾向が続いていたが、令和2年以降は転入超過となっており、令

和6年は転入数2,819人に対して転出数2,310人となっている。しかしながら、自然減による減少幅の方が大きく、令和6年の総人口は前年比129人の減少となっている。

今後も人口減少及び少子高齢化が進むことで、地域における担い手不足や地域産業の衰退などの問題が更に進行することが考えられる。

これらの課題に対応するため、「定住人口の維持及び交流人口・関係人口の増加」「地域資源を活かしたまちづくり」「持続可能な行財政運営」の3つを基本的な考え方に掲げ、持続的な発展に向けたまちづくりに取り組んでいく。

なお、これらに取り組むに当たっては、本計画において次の事項を本計画期間における基本政策として掲げ、目標の達成を図る。

基本政策1 こどもの成長を支えるまち

基本政策2 安心・安全で自然と共存する住みやすいまち

基本政策3 健康でいきいきと暮らせるまち

基本政策4 活力あふれるまち

基本政策5 みんなが参加し育てるまち

基本政策6 健全で開かれたまち

## 【数値目標】

5-2の ①に掲げる事業	KPI	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2030年度)	達成に寄与する地方版総合戦略の基本政策
ア	市の子育て支援策が充実していると思う子育て世帯の割合	74.8%	75.5%	基本政策1
	朝食を食べているこどもの割合	86.5%	88.0%	
	障害児通所支援の利用率	79.7%	85.7%	
	妊婦が妊婦健康診査を受診した回数	11.6回	12.6回	

ア	乳幼児健康診査で精密検査等が必要とされたこどもが必要な医療を受けた割合	4か月児健診 100% 1歳6か月児健診 80.0% 3歳児健診 77.3%	4か月児健診 100% 1歳6か月児健診 100% 3歳児健診 100%	基本政策 1
	平均正答率が県を上回った教科の割合	71.4%	80.0%	
	「学校に行くのが楽しい」と肯定的な回答をした児童・生徒の割合	児童86.1% 生徒82.5%	児童90.0% 生徒85.0%	
	自分にはよいところがあると思う児童・生徒の割合	児童79.4% 生徒76.9%	児童85.0% 生徒80.0%	
	地域に学習の機会と場がある児童・生徒の割合	児童41.7% 生徒18.7%	児童50.0% 生徒25.0%	
	北本市子どもの権利に関する条例を認知している市民の割合	—	60.0%	
	子どもの権利相談窓口を認知している市民の割合	—	60.0%	
イ	道路、上・下水道、河川の整備不良により発生した人身・物損の事故件数	0件	0件	基本政策 2
	市民、地域、行政が連携した防災・減災体制に安心感を持っている市民の割合	—	70.0%	
	日常生活の中で公共交通が便利であると思う市民の割合	—	70.0%	

イ	人口千人当たりの交通事故件数	2.05件	1.70件	基本政策 2
	人口千人当たりの犯罪件数	6.13件	5.00件	
	安全で安らげる空間・住環境となるような土地利用や開発等がなされていると思う市民の割合	59.3%	64.3%	
	温室効果ガスの総排出量(市全体)	250 千t-CO2	175.6 千t-CO2	
	自然環境と生活環境の調和のとれたまちづくりができていると思う市民の割合	—	60.0%	
	ウ	65歳健康寿命	男性18.74年 女性21.23年	
かかりつけ医がいる人の割合		81.2%	81.2%	
自立している高齢者の割合		83.7%	81.7%	
社会参加している高齢者の割合		53.0%	56.3%	
相談した困りごとの解決が図られたと感じる市民の割合		77.1%	80.0%	
福祉活動に参加したことがある市民の割合		32.9%	50.0%	
障害福祉サービス等の利用率		82.6%	84.9%	
就労を希望し、実際に就労している障がい者の割合		55.9%	60.8%	
生涯にわたって学習に取り組んでいる市民の割合		52.9%	60.0%	
週1回以上のスポーツ実施率		41.6%	50.0%	
エ	25歳から39歳までの社会増減	182人	200人	基本政策 4

エ	25歳から39歳までのmGAP	△88	△62	基本政策 4
	就業者一人当たりの市内純生産	429.6万円	435.6万円	
	観光入込客数	119万人	123万人	
	市内失業率	4.3%	3.9%	
	市内文化財等の市民の認知割合	67.3%	70.0%	
オ	人権が尊重されているまちだと思ふ市民の割合	61.2%	80.0%	基本政策 5
	地域活動に参加している市民の割合	24.2%	24.3%	
	市民参画手続に参画した人数	4,856人	4,857人	
	協働により実施した事業の件数	0件	2件	
カ	必要としている市政情報を取得できている市民の割合	98.7%	99.0%	基本政策 6
	市民の声を聴く機会に満足していない市民の割合	12.0%	8.4%	
	監査による指摘事項の措置率	100%	100%	
	事務事業における事故の発件数	3件	0件	
	実質公債費比率	7.8%	9.7%	
	将来負担比率 ※算定されない場合は「－」	－	－	
	公共施設延床面積の削減率	△0.4%	4.0%	
	オンライン手続が可能な手続の件数	46件	200件	

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

5-2のとおり。

### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

#### ① 事業の名称

第2期北本市まち・ひと・しごと創生推進事業

- ア こどもの成長を支えるまちづくり事業
- イ 安心・安全で自然と共存する住みやすいまちづくり事業
- ウ 健康でいきいきと暮らせるまちづくり事業
- エ 活力あふれるまちづくり事業
- オ みんなが参加し育てるまちづくり事業
- カ 健全で開かれたまちづくり事業

#### ② 事業の内容

ア こどもの成長を支えるまちづくり事業

こどもの健やかな成長は、明るい未来につながる。こどもの権利を保障し、豊かなみどりと文化の中でのびのびと育つ環境を整えるとともに、保護者等が安心して子育てできるように支援することにより、こどもの成長を支えるまちを目指す。

【具体的な取組等】

- ・子育て支援の充実
- ・支援を必要とするこども・家庭へのきめ細かな取組の充実
- ・母子保健とこどもに関する医療の充実
- ・学校教育の充実
- ・学校・家庭・地域の連携による教育の推進
- ・こどもの権利の保障

等

イ 安心・安全で自然と共存する住みやすいまちづくり事業

自然を保全・活用し、住環境や都市基盤の整備・維持管理及び防災・

防犯の取組を推進するとともに、公共交通を体系的に整理し、安心・安全で自然と共存する住みやすいまちを目指す。

**【具体的な取組等】**

- ・ 道路、上・下水道、河川の整備
  - ・ 防災・消防の充実
  - ・ 交通・防犯・消費者対策の強化
  - ・ 豊かな住環境の整備
  - ・ 環境に優しいまちづくりの推進
  - ・ バランスのとれた土地利用の推進
- 等

**ウ 健康でいきいきと暮らせるまちづくり事業**

健康づくり・生きがいくりの施策を推進するとともに、暮らしを支える保健・医療の充実や社会保障制度の適正な運営に努め、人と人とのつながりの中で誰もが健康でいきいきと暮らせるまちを目指す。

**【具体的事業】**

- ・ 保健・医療の充実
  - ・ 高齢者福祉の充実
  - ・ 地域福祉の充実
  - ・ 障がい者福祉の充実
  - ・ 生涯学習・スポーツ活動の推進
- 等

**エ 活力あふれるまちづくり事業**

各種産業の振興を総合的に推進するとともに、先人から受け継いだ自然、歴史文化、また、まちに関わる人等、様々な地域資源を活用し、活力あふれるまちを目指す。

**【具体的事業】**

- ・ シティプロモーションの推進
  - ・ 地域産業の振興
  - ・ 就労対策の充実
  - ・ 文化財の保存・活用
- 等

**オ みんなが参加し育てるまちづくり事業**

市民が自らの責任において主体的にまちづくりに参加することを促し、

市民と行政の協働によるまちづくりを推進するとともに、市民が互いに連携して共に支え合う地域活動を支援し、みんなが参加し育てるまちを目指す。

**【具体的事業】**

- ・ 平和と人権の尊重
- ・ 暮らしを支える地域活動の支援
- ・ 市民参画と協働の充実 等

**カ 健全で開かれたまちづくり事業**

透明性の確保と市民の意見を「聴く」市政を推進するとともに、適正に事務を執行し、デジタル技術を活用しながら、限られた資源を有効に活用する効率的な行財政運営により、健全で開かれたまちを目指す。

**【具体的事業】**

- ・ 市民との情報共有
- ・ 適正な事務の執行
- ・ 効果的かつ効率的な行財政運営の推進 等

※なお、詳細は「第3期北本市総合戦略」のとおり。

**③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））**

4の【数値目標】に同じ。

**④ 寄附の金額の目安**

700,000千円（2026年度～2030年度累計）

**⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）**

毎年度3月頃、年度末の実績について外部有識者等で構成されている「北本市まち・ひと・しごと創生有識者会議」において効果の検証を行い、翌年度以降の取組に反映するとともに、目標の達成状況について、検証後本市ホームページで公表します。

**⑥ 事業実施期間**

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

**6 計画期間**

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで